

「横浜型企業誘致・産業立地促進計画」の変更申請について

平成19年9月28日、国に対し「横浜型企業誘致・産業立地促進計画」の変更申請(第8次申請)を行いました。

「横浜型企業誘致・産業立地促進計画」では、国の支援措置を活用して、企業誘致を推進するとともに、京浜臨海部において、国際競争力のある研究開発の促進と産業の育成を図っています。今回、外国人研究者等に対する入国申請手続きに係る優先処理事業の支援措置の適用を受ける1事業者の追加を行います。

1 計画概要

(1) 目的

本計画において、公有地の有効活用による優良な企業の誘致を進めるとともに、京浜臨海部に立地する大学及び研究機関等において、優秀な外国人研究者や外国人情報処理技術者の受け入れが円滑に行われるように、地域再生の支援措置を活用し、国際競争力のある研究開発の促進と産業の育成を図る。

(2) 区域

市内全域

2 新たに認定される事業者

株式会社 USTAGE

3 規制の特例措置

○外国人研究者等に対する入国申請手続きに係る優先処理事業(B0502)

4 問合せ先

○「横浜型企業誘致・産業立地促進計画」について: 経済観光局産業立地調整課IT担当 tel:671-2037

○横浜市の構造改革特区について: 都市経営局政策課 tel:671-4206